

仕様書

京都市環境政策局山科まち美化事務所

(担当 今井、鈴木 ☎075-573-2457)

1 契約件名

山科まち美化事務所側溝清掃及び産業廃棄物（汚泥等）の収集・運搬業務委託

2 目的

山科まち美化事務所において、排水側溝しゅんせつ、汚泥収集及び運搬業務を実施し、施設の維持及び美化を図ることを目的とする。

3 履行場所

山科まち美化事務所

（京都市山科区小野弓田町3 別図の示す範囲）

4 履行期間等

（1）履行期間

契約締結日から令和8年3月21日までとする。

（2）作業日時

履行期間における土曜日、日曜日のいずれか1日の午前8時30分から午後5時の間に実施するものとする。日程は、契約締結後、担当者と協議のうえ決定する。

5 業務内容

排水側溝、ます清掃作業に関して、事前に担当者との打ち合わせのうえ、下記の作業にあたるものとする。

- （1） 鉄製蓋やグレーチングを取り外した後、油水分離槽、集水ます、排水側溝及び排水管等の中に堆積した汚泥のしゅんせつを行う。ただし、しゅんせつ時には分離槽、側溝、グレーチング等の周囲に付着している汚泥及び作業の支障となる物を取り除くこととする。

※手作業でのごみ等の堆積物の除去は極めて困難な箇所もあるので、吸引車により除去すること。

- （2） しゅんせつにより発生した産業廃棄物（汚泥等）を全て収集し、京都市が契約する処分場所まで適正に運搬すること。

- （3） 収集した産業廃棄物（汚泥等）の運搬先

株式会社 HIRAYAMA（京都市伏見区深草新明講谷町29番地）

なお、本市が別途処理業務委託を締結しているため搬入手数料は必要ない。

6 収集運搬予定量

6. 0 m³ 程度を見込む。ただし予定量であり変動することがある。

7 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

- (1) 本業務は、産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）の交付又は公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムの利用によって実施するものとする。
- (2) 紙マニフェストを交付する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3の規定に従い、紙マニフェストの回付、送付、保存を行う。
- (3) 紙マニフェストを交付する場合、紙マニフェストの写しを、山科まち美化事務所に提出すること。

8 留意事項

- (1) 業務の遂行に当然必要とされる作業に伴う費用については、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。
- (2) 必要な用具等は、受託者が用意すること。ただし、業務遂行に当たり必要となる場合は発注者の電気、水道等を使用できる。使用する場合はあらかじめ担当者と調整のうえ、使用すること。
- (3) 高圧洗浄機等を使用する場合は、利用者の安全及び当施設内の車両等に注意を払い作業にあたること。
- (4) 業務に従事する者が、故意又は過失により損害を発生させた場合は、受託者がその責任を負うこととする。また、作業終了後は、担当者に連絡し確認を受けること。
- (5) 事前に現地を確認するとともに担当者と相談した上で適切に作業すること。
- (6) 本業務の受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物の収集運搬業の許可（ただし、事業の範囲で汚泥を扱える者に限る。）を受けている者に限る。許可を得ていることを示す確認書類の写しを提出すること。

9 提出書類

- (1) 受託者は、業務実施20日前までに確認書類の写し及び作業計画案を策定し、担当者に提出すること。
- (2) 受託者は、業務完了後速やかに次の書類を担当者に提出すること。
 - ア 委託業務完了届 1部
 - イ 写真
業務内容が判別可能な写真（各集水ます、排水側溝及び排水管の実施前・実施中・実施後） 1部
 - ウ 紙マニフェスト

10 委託料の支払

受託者は、委託業務完了後、請求書を京都市長宛に提出するものとする。
担当者が確認後、30日以内に支払うものとする。

1.1 その他

本仕様書に定めのない事項で疑義が生じたときは、その都度協議すること。